

令和3年度 公益財団法人南那珂育英会奨学生募集要項

公益財団法人南那珂育英会は、日南・串間市出身の優秀な学生で、経済的理由により修学困難な方に奨学金を貸与して修学の便宜を図り、将来有能な人材育成を目的として、令和3年度奨学生を次のとおり募集します。

【募集人員・貸与月額・貸与期間】

- 1 募集人員・・・日南市 14名 ・ 串間市 6名
- 2 貸与月額・・・30,000 円 （無利子）
- 3 貸与期間・・・令和3年4月から最短修業年限の終期まで

【出願の資格】

- (1) 大学・短期大学・大学院に入学した者であること。
- (2) 日南市又は串間市に本籍を有し居住しているか、保護者が引き続き2年以上在住していること。
- (3) 学業成績・人物ともに優秀で、かつ健康であり、経済的理由により修学が困難であること。
- (4) 高等学校等の長が、奨学生として推薦した者であること。
- (5) 市税等を滞納していないこと。

※他の奨学金制度と併用できますが、他の奨学金制度によっては併用を認めていない場合がありますので、必ず確認してください。ただし、日南市及び串間市の奨学金とは併願はできますが、併用はできません。

（併願：同時に2つ以上の奨学金に申請すること。併用：同時に2つ以上の奨学金を受給すること。）

【出願書類受付期間】

令和3年4月1日（木）～令和3年4月30日（金）

【提出書類】

- 1 上記期間内に、各市の事務局（教育委員会）へ次の書類を提出してください。提出の際、書類確認を行いますので、念のため印鑑（ゴム印不可）をお持ちください。
 - (1) 奨学生願書
 - (2) 奨学生推薦調書（開封無効）
 - (3) 在学証明書（進学後のもの。原本）
 - (4) 令和2年分の父母等の所得を証明する書類（「所得証明書」不可）
 - (5) 世帯全員の住民票（本籍・続柄入り）

《書類作成・提出にあたっての注意事項》

- * (1) の「奨学生願書」は、必要事項を正確に記入して提出してください。

◎ 同一生計の家族について

この欄には、同居・別居を問わず、申請者と生計を一にしている者全員について記入してください。また、勤務地の関係で別居している父母等、就学または病気療養のため一時別居している者、主として扶養している別居の祖父母は同一生計の家族とみなします。

* (2) の「奨学生推薦調書」は奨学生志願者の人物、学力、修学困難の程度等について、卒業した学校から受ける推薦の調書です。進学前に卒業した学校に作成を依頼してください。

* (4) の「令和2年分の所得を証明する書類」は、市区町村長が発行する所得証明書ではありません（令和2年分の「所得証明書」は6月まで発行されません）のでご注意ください。

次の【所得に関する証明書等】に該当する書類を提出してください。

【所得に関する証明書等】

同一世帯員のうち父母等は、次に示す区分に応じて必要な書類等を添付すること。

(注) 父母等とは、同居・別居を問わず本人と生計を一にする者で、父と母又はこれに代わって家計を支えている者で、具体的には次のとおりです。

①父母等が共にいる場合は、父母両方

②父母のいずれか一方しかいない場合は、当該父又は母

③父母のいずれもない場合は、父母に代わって申込者の家計をささえている者

(2人いる場合は2人それぞれ)

給与所得者	令和2年分給与所得の源泉徴収票（写し可）
自営業者等	令和2年分所得税の確定申告書（写し可）
年金受給者	令和2年分公的年金等の源泉徴収票（写し可）

【連帯保証人】

申請書の連帯保証人は2名とする。

第一連帯保証人	奨学生志願者の父又は母（又はこれに準ずる者）
第二連帯保証人	奨学生志願者及び父又は母とは別に独立して生計を営み、債務を保証する能力がある方

*署名は連帯保証人の自筆とします。

*連帯保証人は奨学金を借りる本人と同じ責任を負います。奨学金の返還が滞った場合、連帯保証人に返還していただくこととなりますので、そのことをきちんと伝えた上で署名を依頼してください。

(また、奨学生として採用が決定した場合、誓約書を提出していただくこととなりますが、その際連帯保証人の実印と「印鑑登録証明書」が必要となりますので、併せてお伝えください。)

*第二連帯保証人について、どなたかの扶養に入っている場合は独立して生計を営んでいることになりませんのでご注意ください。

*自己破産をした方及びその保証債務を理解していない方は、連帯保証人となることはできません。

【特別控除に関する証明書類】

同一生計の家族について、次の①～⑥に該当する場合は、特別控除額を控除することができます。該当する場合は、奨学生願書の控除関係の※該当箇所に印を付けてください。（控除関係の金額は記入不要です。）

①【母子・父子世帯】

②【就学者のいる世帯】奨学生願書の同一生計の家族の※該当箇所に○印を付けてください。

③【障害のある人がいる世帯】 該当する場合は、障害者手帳等のコピーを提出してください。

④【長期療養者のいる世帯】 6ヶ月以上にわたり療養中の人がある場合、直近1年間分の医療費の領収書のコピーを提出してください。

⑤【家計支持者別居世帯】 主たる家計支持者が勤務の都合により別居している場合は、赴任先の最近1ヶ月の家賃がわかるもの（契約書等）のコピーを提出してください。

⑥【火災・風水害・盗難等の災害を受けた世帯】 被災内容が火災・風水害の場合は、消防署または市町村役場で被災証明を、また盗難の場合は警察署で盗難届の証明書（届出受理番号等）を受け、このコピーを提出してください。

* 申込みの前年から申込時までには被害を受けたために支出が増大したり収入が減少して将来長期にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合に限りです。

【家計基準】

家計支持者（父母又は父母に代わって家計を支えている者）の1年間の所得金額から特別控除額（家族構成等により異なる）を差し引いた金額（認定所得金額）が、収入基準額以下であること。

参考例…両親（母は無職）・本人・弟（公立の高校生）の4人家族

	収入限度額目安
国公立大学自宅外通学生	790万円程度
私立大学自宅外通学生	850万円程度

※例はあくまで目安であり、家族構成や同一生計内の就学者の数で異なります。ご家庭の事情によっては、上記以上の金額でも基準に合致する場合があります。なお、上記は令和3年度の基準額であり、今後変更となる場合があります。

【採用決定の時期】

所得状況、推薦調書の内容について、各市の奨学生選考委員会での審査により決定します。

なお、選考結果については、6月下旬（予定）に申請者本人へ通知します。

採用になった場合、改めて奨学金貸与に係る書類（誓約書等）の提出が必要となります。

【奨学金の返還方法】

- 貸与終了後、直ちに返還開始となります。大学・短期大学については、貸与を受けた期間の2倍の期間以内に、医科系の大学または大学院（大学と大学院での貸与）の場合は10年以内に返還していただきます。

2 返還開始前に返還計画を立てていただき、借用証書を提出していただきます。その際、連帯保証人の印鑑登録証明書及び所得証明書が必要となります。

【問い合わせ及び提出先】

*日南市 : 公益財団法人南那珂育英会事務局 (日南市教育委員会 学校教育課内)
宮崎県日南市中央通一丁目9番地7 TEL : (0987) 31-1144

*串間市 : 串間市教育委員会 学校政策課
宮崎県串間市大字西方5550番地 TEL : (0987) 55-1119

*郵送での提出は受け付けておりません。提出時に書類の確認を行いますので、各住所地での事務局窓口へ御持参ください。また、できる限り印鑑(書類内で使用している印鑑)を御持参ください。